

## 第 59 回道州制特区提案検討委員会

日 時：	平成26年1月29日（水）	15：00～17：00
場 所：	第2水産ビル	3階 3G会議室
出席者：		
（委 員）	河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、岸本委員、 佐藤委員、寺下委員	
（事務局）	総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他	

（事務局）

皆さんがお揃いになりましたので、第59回道州制特区提案検討委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところ、そして寒い中を、ご出席いただきましてありがとうございます。年明け最初の委員会の開催となります。委員の皆様方におかれましては、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

後程ご説明させていただきますが、昨年の暮れに、国から地方への事務・権限の移譲についての見直し方針の閣議決定がありました。私どもの知っている限りでは、初めてまとまった48本の仕事国から都道府県におりるということになりました。

基本は、平成27年4月に移譲されるということです。これから現実の引き継ぎや受け入れの事務を進めていかなければならないということでございます。本日は、その結果も踏まえながらご審議の程をよろしくお願いいたします。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（河西会長）

新年が明けてはじめてお会いするというので、今年もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事の大きな流れです。

まず、この委員会でも動向を注視してまいりました国から地方への事務・権限の移譲等について、昨年末、国の見直し方針を閣議決定したということなので、このことについて事務局からご報告をいただきます。

その次に、情報共有を行った上で、次の議題である移譲済み4事務関連項目等の4項目の説明。更に、分野別審議1項目、整理案1項目の審議へと順次進めてまいりたいと思います。

なお、本日の委員会は、17時を目途に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

本日の議事に入るに当たって、前回委員会の審議結果について簡単に確認しておきたいと思えます。皆様のお手元にあります席上配付資料をご覧ください。

前回は、国から地方への事務・権限の移譲等について事務局から国の動向について報告がありました。

次に、道民アイデアの第1次整理として、産業振興支援策の道への移譲。こちらに関しては、一旦検討を終了し、分野別審議を行った3項目については、広域観光圏の指定権限の移譲は、一旦検討を終了。自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲は、分野別審議を継続、建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲は、整理案審議に進むということでした。

また、道議会議員選挙区の設定権限については、道議会の方々の感触を事前に探るための時間が必要ということで、一旦審議を保留しているところです。

前回委員会の審議結果の概要については、以上です。よろしいでしょうか。

それでは、議事(1)の国から地方への事務・権限の移譲等について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

国から地方への事務・権限の移譲等に関してご説明させていただきます。関係する資料は、資料2-1と2-2でございます。

まず、資料2-1をご覧くださいと思います。

前回の提案検討委員会、12月17日でした。これにつきましては、資料2-1の下から二つ目の段落にあります。平成25年12月10日に第11回地方分権改革有識者会議の中で示された「国から地方への事務・権限の移譲等の見直し方針(案)」につきまして前回の委員会では、その概要と措置状況、その時点で調整中のもも含めましてご説明させていただいたところでございます。

その後、12月20日に第4回地方分権改革推進本部と閣議が行われ、その見直し方針が正式決定されましたので、その経過を資料2-1の一番下の段落に追加させてもらっております。資料2-1につきましては、以上でございます。

次に、資料2-2でございます。

今回お配りさせていただいておりますものは、今ご説明させていただきました12月20日に正式決定された見直し方針の概要と本文でございます。

前回の説明時からの主な変更点をご説明させていただきます。まず一点目は、見直し方針に盛り込む事項の数が増えたということでございます。資料2-2の概要の1ページ目です。概要の1ページ目の2.国から地方公共団体への移譲等というのがございます。

前回ご説明させていただいた案の時点では、移譲する事務権限が48。移譲以外の見直しを行う事務権限が17ということでございました。その後、最終決定までに感染症予防法に係わる事務が移譲以外の見直しを行う事務ということで一項目追加されました。

最終的に、この概要にありますとおり移譲する事務権限が48、移譲以外の見直しを行う事務権限が18となり、合わせて66項目が見直し方針に盛り込まれたところでございます。もちろん、方針本文の方にも追加されておりますが、説明については省略させていただきたいと思います。

もう一つ資料で変わった中身といたしましては、内容の確定でございます。前回の方針の本文(案)の中で調整されていたものが書き込まれたということでございます。

具体的にいきますと、今回の特区提案とは直接関係はないのですが、国土交通省所管の直轄道路・直轄河川に係る整備に関する計画工事管理の実施等について、案の時点では、前回の説明時点では、項目だけがあったのですが、内容については調整中という表示でございました。決定までの間に、例えば基本的な考え方でありましたら、国と地方公共団体が協議し、協議の整ったものから移譲するといったことですか、関係市町村の意向を反映するといった基本的な考え方ですか、移譲の対象範囲、財源措置についても具体的に書き込まれたところでございます。こちらも資料2-2の本文では、33ページあたりから書かれているのですが、直接、特区とは、審議の関係がございませんので、説明は省略させていただきます。

なお、こちらの検討会で審議を一時保留した経過がございます移譲済み4事務関連項目。具体的には、商工会議所の関係ですとか指定医療機関・栄養士・HACCPの関係などにつきましては、前回の委員会でご説明したのから修正はなかったもので、ここでの説明は省略させていただきます。この次の議事で今後の取り扱いを審議いただく際に、再度触れさせていただきたいと思います。

議事(1)につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

(河西会長)

ありがとうございました。

国から地方への事務・権限の移譲等につきましては、事務局の報告があったとおりでございます。ただ今の事務局からのご報告に関しまして、ご質問・ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

お読みになって質問等がありましたら随時ご発言いただくということで、次の議事に進めさせていただきますと思います。

この度の閣議決定を受けて本委員会でも検討を進めてきた資料 1 に出ております 7 番目から 10 番目、商工会議所法・指定医療機関・栄養士養成施設・HACCP といった移譲済み 4 事務関連項目等については、今後の答申、更には、国への特区提案をすべきかどうか、本日の委員会で審議をし、結論を出していきたいと考えております。

それでは、次に議事 (2) 移譲済み 4 事務関連項目等について、これまでの提案検討の経過や概要。また、この度の国の見直し方針を踏まえた対応案などに関する事務局の説明を受け、これを叩き台に審議し、本委員会として結論を出していきたいと思ひます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

移譲済み 4 事務関連項目等に係る提案検討事項につきまして、資料 3 と参考資料 1 に基づきご説明をさせていただきます。まず、資料 3 をご覧いただきたいと思ひます。

一覧表でございます。この資料は、昨年来、移譲済み 4 事務関連項目等として国への提案の可否について検討を行ってきた 5 つの項目について、これまでの検討の経過や概要、本委員会における現在の審議状況、国の見直し方針における取り扱い、国の見直し方針を踏まえた対応案といった観点から一覧表に整理をいたしましたものでございます。

そもそも移譲済み 4 事務関連項目等とは、平成 18 年 12 月に道州制特区推進法が制定された際、既に国から道に移譲を受けた 4 つの事務というのが法律に盛り込まれております。これと類似・関連するような事務・権限、あるいは、商工会議所法のような場合ですけれども、一部の移譲に留まった事務・権限についても、道民の更なる利便性向上に向けまして提案を検討していくことが必要であろうというような道民意見でありますとか国の評価といったものがございました。それに基づきまして資料 3 にございます 5 つの項目に事務局で絞りましてご提案をして、1 年程前から検討を進めるといった経過になっているところでございます。

この 5 項目の内の一歩下の欄、鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務につきましては、当初から国の見直し方針の検討対象とはなっておりませんでした。従いまして、この一覧表でも斜線を引いてございます。ただ、周りの案件との一連の議論ということで、タイミングを合わせて一時保留としておりました。

このように国の動向とは無関係でありましたことから、委員改選以前でございますが、昨年 10 月 8 日開催の第 55 回の委員会におきまして、ここに記載しておりました理由のとおり、既に、一旦検討を終了しているというところでございます。

今回は、その他の 4 つの事項についてご判断をいただかなければならないということになっております。

一番上の欄の商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化ということにつきましては、これも委員改選前でございますが、昨年 10 月 31 日開催の第 56 回委員会におきまして、既に答申案までご了承をいただいております。ですから、次回の答申に盛り込む一つの項目として予定をしてあったところでございます。

先程の説明にあったとおり、この度の国の見直し方針によりまして都道府県と政令市への移譲が認められたという結果になったものですから、道において一元化が実現することとなりました。

これによりまして国への特区提案の必要性がなくなったことから、この度、答申を見送り、本日をもって一旦検討を終了すべきではないかというのが事務局としての案ということでご提案をさせ

ていただきたいと思えます。

次に、上から 2 番目の指定医療機関の指定と類似の事務についてでございます。国の見直し方針の検討課程で、こちらの方は、地方への移譲が認められるのではないかという可能性が極めて高い事務でございました。本委員会では、国の動向を見極めるために審議を保留していた項目でございます。

結果的に、都道府県への移譲が認められたということでございます。これも商工会議所法同様に特区提案の必要性が失われまして、本日をもって一旦検討を終了するというのが事務局の案でございます。

本日、最も重要な審議事項は、次の 3 項目目と 4 項目目ということになります。

3 番目の栄養士養成施設の指定事務と 4 番目の総合衛生管理製造過程、略して HACCP と呼んでおりますが、こちらの承認・監督・指導等の権限、これら二つの項目につきましては、当初、国の見直し方針の検討課程で、地方への移譲が認められる可能性が非常に高いものとされておりました。ですから、同じく審議保留として今まで引っぱってきた経過がございます。

ただ、この度の見直し方針では、いずれも移譲以外の見直しということにされまして、要するに移譲が認められなかったわけですから、特区提案の余地が残されたという状況になってございます。

従いまして、この結果を踏まえまして、改めて提案検討の審議を再開すべきではないかというのが事務局の案でございます。

資料 3 では、栄養士養成施設と HACCP の 2 項目につきまして審議再開をする場合の論点というようなことでも提示させていただきますと共に、詳細説明は割愛させていただきますけれども、参考資料 1 の表紙の裏面でございます、1 ページ目に栄養士養成施設と HACCP の移譲に係るこれまでのより詳細な検討経過等についてもまとめてございますので、参考にしていただければと思っております。

引き続き、栄養士の養成施設の指定事務につきましてご説明に入らせていただきたいと思えます。

まずは、栄養士養成施設に関します論点等といたしまして、資料 3 の一番右の対応欄でございます。

上の・印のように、分権推進の観点から、道州制特区制度を活用して、他の養成施設の指定事務と同様に、他の養成施設の指定事務と同様にとというのは、今回の見直し方針で約 30 にわたる同じような養成施設の指定事務が国から道においてくるという経過になっております。そういったものと同様に移譲を求めていくべきではないかといった分権の視点からのポジティブな考え方が一つ。

また、これに対しまして、下の・印にありますように、国から道に事務・権限が移譲されることになって、栄養士の事務が移譲されることになりまして、栄養士も併設する管理栄養士養成校に対して、北海道厚生局と道との指導・監督が併存することになりまして、養成校側の事務の複雑化をまねくのではないかと。事務の簡素化が期待できず、このような権限移譲のメリットは薄いのではないかとこの反対のご意見もある。こういった二つのプラス・マイナスの評価があるところでございます。

この度の見直し方針で国が、何故、栄養士養成施設の指定事務に関して移譲を認めず、移譲以外の見直しとしたのかということの理由が、移譲以外の見直しの下に括弧書きで書いてございます。

今後の管理栄養士と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進めるということで継続検討をさせていただいているというところになります。

今まで、国の見直し方針の検討でもこの委員会の検討でも、栄養士の方は出てきたのですが、管理栄養士の養成施設の指定事務に関しましては、特段検討の対象にはしていなかったもので、今まで管理栄養士の話は出てこなかったということです。

栄養士も管理栄養士も共に栄養士法とその施行令などによって定められた資格でございます。栄養士は、修業年限 2 年の指定養成施設を卒業すると、都道府県知事免許が取得できるのに対しまして、管理栄養士の場合は、修業年限 4 年の指定養成施設を卒業するか、または、栄養士修業年にブ

ラスして実務経験年数合わせて5年を経た場合、どちらかの場合には、国家試験の受験資格を得ることができる。実際に国家試験に合格して、初めて厚生労働大臣の免許を取得できるという違いがございます。

簡単に申し上げますと、管理栄養士の方が栄養士よりも上級資格に当たるということになっています。よりレベルの高い知識と技術を求められることから、出来る仕事の範囲や権限も大きくなりまして、病院でありますとか福祉施設・学校・児童施設などで、栄養士業務の中でも複雑、また困難な仕事を任される立場になるということです。

ここで、参考資料の3ページ目をご覧ください。一覧表にまとめてあります。道内における管理栄養士養成施設と栄養士養成施設を一覧表で整理したものでございます。栄養士養成施設は、10校ございます。このうち網かけしている5校につきましては、合わせて上の管理栄養士養成施設の5校と同じものでございまして、重複して指定を受けているという状況でございます。栄養士は2年の短大卒でも資格取得可能ですが、管理栄養士は4年制大学のカリキュラムが必要、卒業していないといけません。国家試験の受験資格は得られないということで、網かけの5校については、両方の資格を得られる課程が用意されてるという学校でございます。

そこで、先程の資料3の論点に戻りますと、仮に道州制特区提案が認められて栄養士養成施設の指定事務だけが道に移譲される結果となった場合に、実際に道内に5校併存している管理栄養士養成施設がございますので、こういったところにとっては、監督される権限が国と道の両方に分かれてしまうという複雑な状況、繁雑化をまねくだけということです。実際にメリットは、そういったものを道が受けても薄いのではないかとというのが先程の論点の慎重論の部分でございました。

ちなみに、仮に道州制特区提案を行うことになった場合には、事務局としては、参考資料1の2ページ目、今、論点となっているメインのものは、No1の指定の事務・権限というふうになります。合わせて関連するNo8・No10・No11・No12・No13、こういった関連の事務・権限についても提案として移譲を求めていくものになると考えられます。

基準につきましては、国の基準に従っての指定を行っていくということで、ここの移譲を求めていくわけではございません。

栄養士養成施設に関してましては、事務局からの説明は以上でございます。本日、道の担当課でございます保健福祉部地域保健課の職員も出席しております。

担当課としての見解などを併せて説明させていただきまして、一度、栄養士の方を議論していただいた後にHACCPの説明をさせていただきたいと思っております。

(保健福祉部地域保健課)

今の説明に補足をさせていただきます。

今回、移譲事務以外の見直しを行う事務となりました背景は、厚生労働省として生活習慣病が非常に増大をしている。こういう状況を踏まえまして、より専門的な食事に関する療養指導を充実させる。そういう観点で今回、人材育成の重点を栄養士から管理栄養士に移行させるといいますか、管理栄養士の養成に力を入れる。こうした中で、今回は、栄養士養成校の指定及び監督業務については、移譲はしないという結論とした。その上で今後、管理栄養士及び栄養士養成施設の配置状況を踏まえて検討を進めるというのが厚生省の見解でございます。

そういう意味で、我々もその検討を進めるということなので、これからどういうふうに進めていくか。それを見極める必要があるのではないかと考えております。

メリットという意味で言いますと、今見た資料にも書いてあるとおりののですが、栄養士の施行規則で指定基準というのが全国一律に定められております。全国一律に定められる、当然、こういう養成施設の場合は仕方がないといえますか、当然なのでしょうが、そういうことから考えますと、仮にこの事務の移譲を受けても、道独自の特色を盛り込んだような指定・監督をやるというようなことは大変難しいことでございます。

また、道の独自性を打ち出すようなことができるのかということ、全国一律の基準でやるものについては、メリットは極めて薄いのではないかと考えております。それは、ひいては地域の活性化に繋がると言えるものではないと思っております。

それから、もう一つ、北海道栄養士会、養成校の校長さん方、養成校の意向もお聞きいたしましたところ、道が権限移譲を受けるということで、例えば、新たに養成校が指定を受けるという場合に、これまでの国指定、今までは国指定の養成校だった。それが道指定となるということになりますので、率直にいいますと、格下げ感といいますか。学生に対しても、養成校側に対しても、正直、望んではないというのがご意向でございました。

その辺も踏まえましてご検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

まずは、今回、移譲済み4事務関連項目の中で商工会議所法、それから指定医療機関の指定、栄養士の養成施設の指定事務の3つに関してご説明をいただきました。

一つずつやっていきたいと思っております。商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化に関しては、事務局案では、既に権限移譲が国の方針で決まっているので答申を見送り、一旦検討を終了したいという事務局案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

2番目、指定医療機関の指定と類似の事務に関しても、先程の商工会議所法と同じ理由で、既に国の方針として移譲が決まっているので一旦検討を終了したいということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしますと、最後、3つ目、栄養士養成施設の指定事務に関しては、論点として挙げられているとおり、また、原課の職員の方からの説明のとおり、色々なご意見があるかと思っております。

こちらに関して審議を集中的にやっていきたいと思っております。ご質問、ご意見があれば栄養士養成施設の指定事務に関してよろしくお願ひいたします。

太田委員、よろしくお願ひいたします。

(太田委員)

事務局から教えていただきたいのですが。

栄養士以外の国家資格で北海道内に養成施設があるものに関して、道の方に移譲されたものがあるのかどうか教えて下さい。

(事務局)

今回の48項目の中には、30以上だと思いますけれども、養成施設の指定の事務が移譲されることとなっております。

例えば、理容師法に基づく養成施設の指定・監督ですとか、保健師助産師看護師法に基づく養成所の指定・監督、歯科衛生士、放射線技士法に基づく養成所・歯科技工士・美容師、救命救急士、その他にもまだございますけれども、そういったものの養成施設の指定及び監督が今回都道府県に移譲されることになっております。

(太田委員)

となりますと、栄養士と管理栄養士のみが、いわゆる、「メジャーな」というと語弊がありますが、国家資格に関しては、栄養士と管理栄養士のみが残っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

今回の中では、残ったということで考えております。

その中では、先程の説明の中にありましたけれども、管理栄養士の配置状況を踏まえ検討を進めるというような理由で、見直し方針の中では、移譲以外の見直しを行う事務に整理されたというふうに感じております。

(太田委員)

今のご意見を伺って感じましたことは、いっそのこと全てのメジャーな国家資格といいたまうか、そちらに関しては、道の方に移譲されてもよいのではないかとということが一点。

先程、担当部局から説明があったのですが、国からの施設の指定がなくなるのは、それは大変困るというご意見でした。今回の権限一覧、参考資料1の2ページを拝見しましても、施設の基準に関しては移譲せずということですので、そちらの心配はないのかなというふうに拝見しました。

事務が増えるということで担当部局には大変煩わしさが増えるということになるかもしれませんが、並んで他の国家資格が移譲されたのであれば、今の意見では、栄養士と管理栄養士が、道に同じく移譲されても良いのではないかと、検討を進めても良いのではないかとというのが今のところの意見です。

(河西会長)

ありがとうございました。

今の太田委員の発言に対して事務局から何かありますか。

(保健福祉部地域保健課)

私は、担当課なものですから、全体を見渡せないもので、本当に全部の権限が移譲されているのかどうかは、よくわからないのです。厚生労働省として管理栄養士自体も権限移譲の事務になっておりません。そういう意味で権限移譲するという考えはありません。

それが前提だということをご理解いただきたいと思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

では、他の委員の皆様からご発言はありますか。

私から1点伺います。先程、厚労省が国家資格として認めた場合、証明書か何かをもらって、そこに厚生労働大臣の名前があつて、それが非常にステイタスがある。それが北海道知事になると格下げ感があるというようなことで、実際にこの資格を取る方々からすると、あまりメリットがないというようなご説明だったと思います。

(保健福祉部地域保健課)

それは、国が指定するか道が指定するかということではなく、学校の養成校が国指定になるか道指定になるかというところの格下げ感です。あくまでも栄養士さんは、実務3年を積みれば国家試験を受けて管理栄養士になれますので、それはそれで道は閉ざされているわけではありませんので。

(河西会長)

先程、太田委員から質問のあった他の国家資格の施設の指定の事務に関して、同じく国から道へ格下げというような言い方はおかしいかもしれないですけども、学校側からすると格下げ感がある。そういうような今回の権限移譲がなされたと思うわけです。

他の国家資格に関して業界から、このまま厚労省の監督下に置いてくれとか、そんな要望はなかったのでしょうか。

(事務局)

直接、そういう資格を持った方々の団体がどういう意向をもっておられるかは、今回の権限移譲に関してはわかりません。

かつて、道州制特区法ができたときに、国と道との間で特区法にどのような権限移譲を盛り込もうかと検討した中で、当時は、理容師・美容師の関係も養成施設の指定監督権限を道州制特区法で道に移したらいいのではないかと検討のそ上にのりました。

そのときは、そもそも知事の資格だったものを、業界が長いこと国に対して要請して、理美容師の資格を国家資格にしてもらった。指定してもらったにも係わらず指定校が知事の指定になるということは、業界としては反対だというのがありまして、その時は、そういうことで見送られたのです。

今回、国からおろす中には、理容師・美容師がともに入っていますので、その辺、あまりそういう意向は強くなかったのかなと考えております。

(河西会長)

ありがとうございました。

そうしますと、栄養士に関しても、実際に権限が国から道に移譲された場合、学校側としては仕方がないというようなことで受け入れる可能性も、無きにしも非ずというところなのかもしれないですね。

そうではないというような感じで首を傾げていらっしゃいますけれども、わかりました。

ありがとうございました。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

岡田委員の学校も食を扱っていらっしゃいますか。

(岡田委員)

栄養関係は扱っていないのです。

曖昧なのですけれども、栄養士と管理栄養士の現場での役割が、どういうふう違うかがわからないのですけれども、今後、国が国民の健康、食の健康を、もう少し良くしようということであれば、栄養施設の権限を道に移譲することにより、こういう施設が増えて、栄養士が増えやすいようなことがあるということはないのでしょうか。

(保健福祉部地域保健課)

それは、あるのかもしれませんが。

ただ、管理栄養士の権限を国がおろすという考えがないということ。それと連動して、栄養士の施設だけを都道府県におろすという考えがないのです。

今回は、当面、それを止めます、移譲しない結論としますというのは、当然お含みがあると思います。

ただ、その後に、今後配置状況を踏まえて検討を進めるとおっしゃっています。そういう見直し方針なものですから、我々も、今そこで、全然話にならないということではなくて、国がこれから、もしかすると全部おろすことがあるかもしれません。それは、今後の動向を見ないとはっきり言えないものです。

そういう意味では、もし提案されるとすれば、今はタイミングではないのかな。それは私共としての今の考えでございます。

(河西会長)

ありがとうございました。  
他の皆様、いかがでしょうか。  
岸本委員、お願いいたします。

(岸本委員)

わかっていないところもあって、とんちんかんなどころがあったらお許してください。  
栄養士養成施設に関する事務を道に権限移譲してもらったからといって、国家資格制が失われるかどうかといったら、話は別なわけですよね。養成校の指定をする権限が道におりてきたという問題と、その指定校を経て試験を受けた上で資格を取る。その資格自体は国家試験のままである。厚生労働省の厚生労働大臣の名前で資格がもらえるという点は、別次元の問題なわけですよね。

(保健福祉部地域保健課)

栄養士は知事免許、管理栄養士は、今は大臣からもらっています。

(岸本委員)

格下げ感が云々というのは、必ずしも当たっているとは思えなくて。

(保健福祉部地域保健課)

それはあると思います。  
それは、あくまでも養成校側の思いという、そういう意向はお伝えしたということです。

(岸本委員)

必ずしも合理的なことではないなというふうに一瞬思ったのです。

(地域保健課)

委員のおっしゃるとおりだと思います。

(岸本委員)

国が、管理栄養士の施設の配置を見極めたいと。だから今回はということなのですけれども、この管理栄養士養成校の指定基準というものは、当然のことながら、仮にこの権限が道に移譲されたとしても、いうならば指定基準が法令、あるいは、政令で規定されているはずですので、道が独自に指定をし始めることは、当然あり得ないことだと思うのです。

そこでお伺いしたいのですが、この指定基準というものは、具体的にどうなっているのだろうか。

一定の基準をクリアすれば、申請に対して指定が行われるという意味で、裁量の余地が非常に少ないのか、それとも、最低基準をクリアしたからといって、地域適正配慮、病院などと同じで、十分な量が確保、科とか多過ぎないかというところで、かなり国側が裁量制をもって指定するか否かを最終的に決められるようなものなのか。そこは非常に気になるところです。

先程、他の委員からもありましたけれども、他の厚生労働関係の養成校の指定と比べたときに、管理栄養士という資格の特性というところから、どの程度国が指定校の配置まで踏み込んでやることに合理性があるのかというところを理解した上で審議したほうがいいのではないかと思います。

(保健福祉部地域保健課事務局)

栄養士法の施行規則の中で指定基準を定めております。

その中では、面積ですとか施設ですとか人員の基準というような基準はあるのですが、委員のご指摘のような地域の養成校の設置状況を見てというようなものは、表向きには示されておられません。

(保健福祉部地域保健課)

そういう意味では、法律にある一律の基準をクリアしたら認可されるというようにお考えいただいたほうが良いと思います。

それは、そういう意味での裁量がたくさんあるという形ではないということです。

今は、厚労省は、管理栄養士の養成校を増やして管理栄養士を増やしていきたいという施策の方向性、そういう方向でいっているということをお聞きしております。

それで管理栄養士の学校のことも栄養士の養成校のことも、配置状況を踏まえて今後検討を進めるというのが今の国のお考えのようなのです。

ですから、最後どういう結論にいくのかが見えないのが正直なところでございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

岸本委員、追加は、よろしいですか。

では、菊池委員、よろしくお祈りいたします。

(菊池副会長)

北海道の中では、管理栄養士というのは、全国から見れば拡大していっているほうなのか、十分充足しているというように考えられるのか。

学校給食とか地域医療ですとか高齢者施設ですとか、おそらくこの仕事は、今後拡大といえますか、重要なポジションにある仕事だと思うのです。

道内の状況は、どんな感じなのでしょう。

(保健福祉部地域保健課)

養成校5校で毎年450人なのです。ですから、かなりの数の管理栄養士が養成されています。それから病院、給食施設を含めて、色々なところで管理栄養士さんが活躍をされています。そういう意味では、全体の数をつかむというのは大変難しいのです。届け出の義務が、看護師の場合は2年に1回というのがありますが、栄養士の場合は、届け出義務は法律で決まっていなものですから、実数を把握するのは、正直難しいというのがございます。

ただ、ある程度病院の中でどの程度、当然充足しなければいけない数がありますので、それは皆さんクリアするように努力していますので、それなりの管理栄養士の数は、北海道では充足されつつあるといえますか、さらに450人ずつ増えていくということも含めまして、そんなに大変少ないということではないというように考えております。

(河西会長)

ありがとうございます。

寺下委員、佐藤委員、何かあればご発言をお願いします。

寺下委員、よろしくお祈りいたします。

(寺下委員)

まだ2回目か3回目なので、慣れていないので教えていただきたいのですが。

権限を道にくださいというのは、おっしゃったように国には移譲する考えはないようだということも

のも移譲してくださいと言っているものなのですか。

(事務局)

特区法は、まさにそのための法律でございまして、国が渡していいよといっているものを特区法で出すことがイレギュラーなのです。国は、当然渡す考えがないものを、道として提案検討委員会で議論していただいて、出していくというのが特区法の基本でございます。

(寺下委員)

そうであれば、モデル的に、それこそ管理栄養士もまとめて移譲してもらうことで、管理栄養士の方々の実数を増やすなり活躍の場を道として広げていくというような絵が描けるようなものであれば、メリットというのは道民のメリットですよね。移譲を受けることによって道民に対してメリットがあることが描けるのであれば、提案を検討していく価値はあるのではないかと思います。

(河西会長)

ありがとうございます。  
佐藤委員、何かありますか。

(佐藤委員)

今の進め方というよりも学校サイド、これに突っ込むつもりもないのですけれども、学校のほうが国から格下げ感という、その理念がおかしい。こちらのやり方ではなくて、あくまで学校の認識なのですけれども。地域主権を前提とした地域、道州制特区のための提案ですから、道民に主権を持たせましょうといっているのに格下げという。逆に、格上げにしなければいけないのですよね。その辺の理解を深めてもらう努力をしなければいけないのかなと感じました。

(河西会長)

ありがとうございます。

私も佐藤委員と本当に同感です。なぜ国と道が対等ではないのかと一瞬思いました。

私から質問をさせていただきます。養成施設の指定に関していえば、具体的に、どんな業務がどの程度発生するのか。それが国から道に移譲されたときに、そういった養成施設側の労力というのはどの程度減るのか。わかれば教えていただきたいのですけれども。

(事務局)

基本的に、養成校側の労力は、変わらないというのが結論かと思います。

ただ、参考資料1の3ページに養成校ということで示させていただいておりますけれども、管理栄養士の養成校、栄養士の養成校10校のうち一部北海道厚生局、それから道の指導の両方を受けるような形になるということになるので、一部その部分で事務が輻輳（ふくそう）することはあるかと思います。

(河西会長)

ありがとうございます。

北海道厚生局は札幌市にあります。そうしますと、たとえば名寄市立大学の場合、こういった養成施設の指定に関して道に移譲された場合、上川総合振興局が窓口になるということで、少しはメリットがあるのかなと勝手に推測していたのですが。

(保健福祉部地域保健課)

今、私ども調理師の養成施設の指定事務をやっております。それは、基本的に本庁からまわっております。ですから、かなりの業務量でございます。

当然、仮に新しく移譲されるとすれば、それは当然どのようにやるかということ振興局あたりをお願いすることも一つの方法でございますので、それは、そのあとに検討することになるかと思っております。

今のところ、これだけの学校数がございますので、調理師が16校。毎年来ますので、それを本庁でやっております。この数からいいますと、やはり本庁でやることになるのかなというようには思っております。

要するに、今、国が管理栄養士と栄養士の施設について配置状況を踏まえて検討を進めるといっているものですから、私は、タイミングとして今ここで何をご提案されるのかなと思っているものですから。そこは、タイミングがいるのかなとは、何回も言いますが、そのようには思っております。

(河西会長)

ありがとうございました。

今までの様々な審議で国の動向を見守って、よいタイミングで提案していこうということで、結果としてタイミングを逸してしまったということもあってこのような話になってきているのかなというようには思います。

委員の皆様からのご発言・ご意見も一巡いたしました。いかがでしょうか、この案件に関してどのような取り扱いをさせていただきますでしょうか。

太田委員、よろしくお願いいたします。

(太田委員)

委員の皆さんの意見を拝聴していても、是非議論を進めるべきと考えました。

まさに国が考えているのであれば、その前に私たちが議論を進め、北海道がよりよく移譲されるよう議論を早々にとりまとめるべきと考えますが、いかがでしょうか。

(河西会長)

ありがとうございます。

岸本委員、よろしくお願いいたします。

(岸本委員)

今、事務局のほうからのご説明だと、むしろ太田委員がおっしゃったことは、私も基本ラインは同じです。

1点気になるのは、道庁側としては、国が今考えようとしているからということで、なんとかして国のほうに権限移譲を働きかけようというよりは、むしろ国がそういつているわけだから、タイミングを見てという形で、どちらかという、言葉として適切かどうかはともかくとして、少なくとも積極的に権限移譲を進めて議論をとるようには受けとらないニュアンスのご説明だったと思うのです。

それが私のとらえ方として間違いはないかということが1点。

もう1点は、仮に北海道側にこの権限が管理栄養士を含めて移譲されてきたときに、指定基準については、確かに施行令等で縛られているところがあるので、当然北海道が緩めることもできなければ、それに上乗せするという形で厳しくすることもおかしいということはわかる。

ただ、もし仮に全国一律基準の下で指定をするかどうかということ北海道側の権限としてやったときに、それが北海道の権限になれば、たとえば道内で道が主導して適正配置のために、場合

によると、例えばこういう指定校に対して一部補助金などというものをやることによって、今まで管理栄養士などの指定校がない地域に、新たにそういう学校をつくる時に北海道が権限を持ちながら、さらに北海道の独自の判断で後押しするというような政策が推進できるようになる。だから、やるのだったらやる意味はあるというように、そこまで積極的に強くお考えなのか。その部分をお伺いしたいのです。

そうでないと権限はおりてきたのだけれども、どうもお話を聞いていると、いや、えーっとというような感じのニュアンスが受けとられるところがあったものですから。

(保健福祉部地域保健課)

まさに、その地域の活性化等につながっていけばいいのですけれども、全国一律で定められているものももってきて、今先生がおっしゃったような格好で色々なものを盛り込んでいけるということになりますでしょうか。

私のほうがこう言うのはだめなのでしょうけれども、管理栄養士まで含めて、今の議論は栄養士の権限移譲ですから、それを管理栄養士まで含めてということであれば、まるまるくれという提案をすることは、国に対していうのは全然おかしい話ではありません。それは、そういう提案ももちろんあり得るのだろうなと思っております。

ですから、全部受けるということでもし受けたとしたら、それはそれなりの対応をさせてもらうことになろうかと。今の段階ではそのようにしか言いようがないということです。

それから、何回も言いますが、今、厚労省自体がそのように考えていますので、管理栄養士と栄養士の連動といいますか、その施設のことをこれから管理栄養士を主体にしてどんどん増やしていくという今の考え方のためには、今回は、ここから移譲する事務・権限から外して以外の見直しというようにしましたよといっているものですから、我々は、検討を進めるといっているのですから、その結論が出ていないものですから、そこについては、私はタイミングとして今はいかがなものですかということをお話ししているまででございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

岸本委員、今のお答えに関して何か。よろしいですか。

ありがとうございます。

この案件に関して今後どうしていくかというところでご意見のある方、よろしく願いいたします。

(菊池副会長)

もしかすると、この場にふさわしくない話かも知れないです。

前に栄養士さんで、置戸町で非常に活躍している学校給食の方がいらっしゃいました。おそらく全国一律といっても、すごい方もいらっしゃるだろうということで、北海道の中で自給率が200%という地域の中で、栄養のあり方とか地産地消といっている中で、今この制度にのった話かどうかはわかりません。ただ、今、栄養士・管理栄養士の資格を持たれている仕事というのは非常に重要な仕事だと思うのです。そこが日本全国一律で語ることを前提として議論していいのかという気持ちがある。少し外れているかも知れません。皆さんがやられている仕事の中で、もう少し皆が理解しながら新しい栄養士像のようなことを仮に国に提案できるとしたら、この場かもしれないなという気持ちもあって、勉強が不足しているということで、全く私はわからないのですけれども、少なくとも継続して勉強させていただければうれしいです。

どこまでが仕事の範囲かも知れませんが、失礼かも知れませんが、そのような印象を持ちました。

(河西会長)

ありがとうございました。

逆に、どちらかというこの案件に関しては、国が検討を進めていくので1次整理にして動向を見守る。もしくは、保留にして動向を見守るといようなご意見の委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、皆さん、この案件に関しては継続審議というようにことごとくということでもよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、こちらの案件に関しては、引き続き審議をしていきたいということで、原課の皆様にはお手数をかけるかもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、次にHACCP 関係に関して事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

続きましてHACCP、総合衛生管理製造過程の承認監督指導等の権限についてでございます。

まず、HACCP とは何かということにつきましては、参考資料1の6～7ページに農林水産省のホームページから抜粋しました資料をお付けしておりますので参考にしていただきたいと思います。

HACCP とは、食品製造行程における品質管理システムのことでございます。6ページにございましておおり、「HA」というのは、危害分析の英語名の頭文字を取っております。それと「CCP」は、重要管理点、これも英語の頭文字を取ってHACCP、これでハサップという言葉になっております。

下のポンチ絵のとおり、従来型の最終製品の抜き取り検査方式ではなく、HACCP というのは、製造プロセス全体において予測される危害を分析し、重要管理点を定めまして重要管理点ごとに継続的な監視・記録を行い、異常が認められた場合、すぐに対策をとりまして解決をする。そういったことで製品の管理を行うことができるというシステムになっております。

HACCP の導入によりまして、より安全で衛生的な製品の製造でありますとか、消費者等への衛生管理のアピール、また不良品発生の防止による経済性の向上、従業員の衛生管理意識の向上など、様々なメリットが期待できるというものでございます。

このHACCPの承認監督指導等については、現行では、国の出先機関であります各地方厚生局において事務を行っているところでございますが、この度の見直し方針のとりまとめ過程で国から都道府県に移譲できないかという検討を国で行ってございました。結果といたしましては、資料3にありましたけれども、移譲以外の見直しということにされました。その理由につきましては、これも資料3に括弧書きで書いてございますが、都道府県・保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進めるということで継続検討ということになってございます。

本道の場合には、特別区というのはございませんので、これは無視をして結構だと思っております。保健所設置市というのが道内には、札幌・函館・旭川・小樽の4市があります。これらの市は、自分のところで独自の保健所を設置しております。

今回、この保健所設置市への事務・権限の移譲のやり方をどうするかという点において、国と地方とで国が検討する際に調整がつかなかったということで、この見直し方針では移譲を見送りまして継続検討というようにされたものと伺っているところでございます。

もう少し具体的に説明申し上げます。参考資料の5ページ目にポンチ絵を付けております。こちらの図をご覧くださいと思います。厚生局が保健所設置市の部分も、道の所管する部分も、全てを厚生局がHACCPの認証をしているというところでございます。

これをどう地方に移譲させるかという議論の中で、国は、当初Aパターン、厚生局の仕事全てを保健所設置市所管の部分も含めて全て都道府県に移譲しようとしたいたしました。これに対しましては、全国知事会の側から大変な反対がございまして、保健所設置市の部分は保健所設置市でやっていたと主張がございましてBパターンだと。これでなければ移譲は受けられないという反対論

がございました。結論として調整がつかず、継続検討になっているという問題がございます。

そこで資料3に戻っていただきます。先程の審議再開の論点でございますHACCPに関しては、上の・印の部分、これも分権の視点でいうポジティブな意見ですが、分権推進の観点から、道州制特別区域制度を活用して、本道にとって重要な食の安全に関する当該事務の移譲を積極的に求めるべきではないかという考え方が一つあります。

ただ、今ご説明したように、移譲のやり方がAなのかBなのかという問題がございますので、下の・印で示しているとおりの、保健所設置市の移譲方法等の問題の解決が望ましい。つまりは、この問題が解決しないうちに国に道州制特区で権限移譲を求めたとしてもタイミングとしていかがなものかという慎重論もあるということをご説明申し上げておきたいと思っております。

ちなみにですが、仮に道が道州制特区提案をこの案件について行う場合には、事務局の考えとしては、AかBかといわれるとBパターンということになります。道の保健所が所管する地域に限った事務・権限の移譲を求めていくべきではないかと考えております。道庁内で合意は得られていないわけではございますが、今までもその方向で庁内で関係課と協議をさせていただいたという経過がございます。

HACCPに関する事務局の説明は、以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして委員の皆様からご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

口火を切るために私から質問をさせていただきます。

今回、現状Aパターン・Bパターンと示された5ページ目を見ていくと、もう一つパターンがあるような気がするのです。それが可能かどうかというのを質問させていただきたいと思っております。

保健所設置市に関しては、北海道厚生局が権限を持って、そして保健所設置市に指導していく。それに対して保健所設置市以外は道に権限を移譲してもらって、そして道を通じて保健所設置市以外に指導していく。そういうCパターンのようなものがあるのですが、それはどうですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

今、簡略化するためにA・B対比で見たのですが、河西会長がおっしゃるとおり厳密に言いますと、道州制特区で出す場合は、保健所設置市の部分は、国に引き続き残しておいていただき、道の部分だけ権限移譲してくださいというパターンもございます。

今、国の検討の過程を説明する上でこの図を簡略化してAかBかという見せ方をしておりましたが、特区提案を仮にする場合には、保健所設置市の部分は厚生局に残しておいて、残りの部分は北海道でやりますという提案になると思っております。

(河西会長)

ありがとうございます。

もう1点質問をさせていただきます。

なぜ、保健所設置市に関しては、従来のやり方のほうが望ましいというように言っているのでしょうか。

(事務局)

都道府県と政令市への権限移譲ということで国は検討していただきましたので、たぶん市ですね。市町村と協議するという過程は全くなかったもので、保健所設置市の意向というものをとりまとめること

が、要はできなかったということだと思います。

(河西会長)

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。

佐藤委員、よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

今さらで大変恐縮なのですがすけれども。たとえば、ISO の場合、もちろん ISO とは違うのですが。ISO の場合は、審査機関があって、民間であろうと半官半民であろうと。その審査機関を審査する上位組織があって、それが国際組織の認可を受けるという階層になっていて、国や道は何に関連するのかというと、例えば建設業においては、その点、ISO に認証されているというもので加点したりという、単純にそういうものなのです。この HACCP というのは、道の許認可、国の北海道厚生局が実際監査に入るのでしたでしょうか。

(事務局)

そういう事務になっております。

実際、厚生労働省で所管している法律によって認証が行われているという。

(佐藤委員)

民間に委託するということでは。

(事務局)

ISO とは違うようです。

確かに国際規格的な視点があって、国際の部分は国本省でやっているようなもので、今回の移譲の関係とは全然切り離されて考えています。基本は、地方のそういった、特に対象が食品衛生法で決まっています、乳業ですとか水産加工業でありますとか、限られた部分、全部が全部の食品加工業ではないのです。限られた分野についてそういった HACCP の認証ということが行われているということなのです。

(佐藤委員)

では、厚生局の職員の方が直接プラントに入ってという。

(事務局)

そのような形になると思います。

(佐藤委員)

わかりました。ちょっと考えます。

(河西会長)

ありがとうございます。

太田委員、よろしく願いいたします。

(太田委員)

資料 3 のところで、平成 16 年に国に提案したが、国からは困難であるという回答があったとい

うことです。これは、どういう理由でだめだったのか教えていただけませんか。

(事務局)

これは、国の自己仕分けという表の中にも入っているのですが、道が特区で提案したときに HACCP の認証を受けている団体があって、そこが HACCP については国際基準なので国が全国一律でやるのが望ましいという強い要望・意見を出されたということで、道州制特区法にはのらなかったというように伺っています。

ただ、今となってみると国は、検討そ上に出しましたので、その辺をどのように意識するのかということですが、少なくとも道に反対の要請は、その団体からはなかったです。国に対してあったというように聞いています。

(太田委員)

何度も良いところまでいって、国の動向を見ながらタイミングを逸して答申までいかなかったというものが何本もあって、この2年間、個人的に大変悔しい思いをしてきたのです。

今回、もしこちらを上げたとしても、その業界団体であるとか、以前のような反対が強くて至らなければ大変時間的にもったいないという気がしています。そのあたり、可能性があるのであれば是非議論を進めるべきだと思うのですが、その業界団体がまた反対してくるというような可能性があるのであれば、少し議論は控えめにして、他にいけそうなものからどんどん話を進めていくべきではないかと思うのです。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

業界団体の反応なのですが、国の段階では、乳製品の関係ですとか食品加工の関係の団体が、確か平成17年だったと思うのですが、そういった回答をしたという経緯がございます。

ただ、現時点では、この件に関しての感触というのはわからないものですから、仮に提案するとした場合には、そういった団体の意向もアンケートなり、そういったもので確認する必要があるかと思えます。それは、こういったところで先生方にもご議論していただくことになるかと思えます。

そうした場合には、ある程度の時間が必要になってくるのかなと。どうしても時間をかけて、ある程度手順を踏まなければいけませんので、時間を要することになるかと思えます。

(太田委員)

時間がかかるというのであれば、他のものをきっちり議論を尽くすべきではないか。昨今の動向を見ていまして個人的に感じるところです。

以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

ということは、第1次整理ということで、一旦、本棚にしまっておいて優先度が高い、もしくは実現性が高いものを先にやったほうが良いというようなご意見ということですね。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

私も意見を表明させていただきます。私も太田委員に近い意見です。

理由というのは、HACCP の普及率です。調べたのですけれども、平均して HACCP を導入している食品の製造業というのが2割以下です。売り上げ規模別で見ると、100億円以上の食品製造の企業だと55%ぐらい。50億から100億ぐらいの区分だったでしょうか、そこだと48%。規模が小

さくなればなるほど HACCP の導入は進んでいない状況です。HACCP 自体が結構、道内の食品メーカーに多い中小企業ではハードルが高いのではないかと思います。

その一方で、国の基準である HACCP が、ハードルが高いから、都道府県レベルで、北海道も北海道 HACCP というのがあります。わりと中小企業でも導入しやすい、ハードルを下げた北海道 HACCP というのがある。そちらに関しては、どの程度の企業が導入しているのかは出ていなかったのです。政策的に考えると、どちらかというとなら北海道 HACCP のほうを推進して、いわゆる北海道の食のブランドを高めていく。そのようなやり方も行政の政策としてあるのかなと思っています。

というのも、北海道食品機能性表示でしたか、あれが結構全国的に注目を集めています。機能性食品の表示というのは厚労省が作って、そして一元管理をしています。その北海道版で、北海道の中小企業であっても、北海道食品機能性表示に関しては、わりとハードルが低いからどんどんアップライしていく。それが結果としてその企業が作った商品のブランド価値を高めていく。それに寄与している。そのような構図のほうは北海道の食の戦略としては効果がある。それであれば今回太田委員がおっしゃったように HACCP に関しては、結構色々やっていかなければならないことも多くあるので、それよりもこの委員会としては、他の実現性の高いもの、それから急ぐものを議論していったらいいのではないかなという結論に至りました。

以上です。

(菊池副会長)

まさしく会長がおっしゃられたとおりです。

北海道 HACCP のステイタスをどうやって上げるかというのは、もう片方で重要なことなのではないかと思うのです。

たとえば、なんとかブランドというようなものを独自基準で色々な県がやります。その信頼性をアピールしたり、こういう手順を踏んでいるので信頼感がありますというようなことを周知していくということ。今回のここの議論とは違うことを言っているのですけれども、そういうことが重要かと思います。

今、海外に向かって農業者も色々な加工品などを販売しているときに、日本のものが安心だ、安全だということが前提になっていると思います。ただ、それも何かあると覆ってしまうわけです。

そのときに、こういう手順がちゃんと守られている。先程 ISO の話がありましたが、衛生基準はちゃんと守られているというようなことを主張できるようなことは、これから一層必要になるだろう。そのときに中小企業が乗れるような北海道 HACCP というのは、非常に重要だと思います。それを、信頼感を高める努力をくっつけないと今の話も、大本の HACCP じゃないとだめだよなんて言われると、元もこうもないので、そこら辺の前提といえますか、努力も欠かせないのかなというように思いました。

補足にもなっていないのですが、感想のようなものです。

(河西会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。農業の専門家である岡田委員、何かありますか。

(岡田委員)

委員長がおっしゃった HACCP のほうは大手企業が多く取られて、北海道の中小企業は北海道 HACCP を取られているというその理由というのは、どういうところなのでしょう。

(河西会長)

北海道 HACCP を北海道の中小企業がたくさん取っているかどうかというのは、私が調べた限りで

はわからなかったのです。

三菱総研のレポートに全国で調査をやって、その結果として大企業のほうが HACCP を取っているというような結果が示されていました。

その理由に関しては、本当に売り上げ規模がどんどん少なくなっていくほど HACCP の導入率は低くなっているから、そこから推測する限りでは、やはり HACCP を導入するのにコストがかかる。そのコストに見合うだけの売上高がないとメリットも多くないのではないかというような、私の仮説ですけれども、そのように思っています。

そのあたりは、HACCP に関して事務局でわかるところはありますか。これは、経済部に聞かないとわからないかもしれないですね。

(事務局)

正直に申し上げて私どもも、感触としては、今、会長がお感じになったようなことしかなくて、理屈は説明できません。

今日は申し訳ございません。担当課もないものですから、北海道 HACCP の制度はあります。多分に中小企業の裾野を広くやるための政策としては、北海道だけではなくて他県も、ホームページを見たら同じようにやっています。いわゆる衛生管理の色々な意識向上ですとか、そういった製造業のレベルアップという目的は一緒なのでしょうけれども、国の HACCP はハードルが高いということなのかなということしか考えられなくて、申し訳ございません。その程度の説明しかできません。

(河西会長)

ありがとうございます。

よろしいですか。

岸本委員、寺下委員、この件に関してはいかがでしょうか。

(岸本委員)

お伺いしているとういうことですね。国際規格を法律で取り込んで、HACCP を取っているものを、場合によると優遇するという形で、可能な限り HACCP を取るように誘導していくというのが推奨されているということなわけですね。

要するに HACCP を取っていますよという認証を受けるためには、製造の原料を入荷して、製品化して、出荷する一連のプロセスを、いかなれば各自でモニタリングしてデータを取ったりして自己監督しなさいという中で衛生に対する意識の向上と現実に衛生水準というものを上げることによって食中毒が蔓延したりするような原因になったりする可能性を、可能な限りリスクを下げたいというシステムなわけですね。

この HACCP を取っていることによって、国際基準としての HACCP に則っているというときに大企業は、かなりのパーセント、かなりといっても、せいぜい 55%。これを高いと見るか低いと見るかはともかくとして、このように取っているのは大企業に多い。これは、HACCP を取った企業であるということが市場において、大企業になればなるほど海外との取引というようなところで、取っていないと市場においてマイナス、取っておくと優位だというような経済的メリット、インセンティブがかなりあるものなのでしょうか。

国際基準というのですけれども、どの程度の世界的な普及率か、わかればお願いします。

(事務局)

普及率ですとか、その程度はわかりませんが、たぶん大企業にとってみると、取っていてあたり前ということなのだと思うのです。企業同士の競争においてマイナス要因を避けるということなのだと思います。

特に、今回の権限移譲という中では、海外、国際的に輸出したりする企業に関しては、国は、HACCPの件は国が直接やりますということでした。確か分けていましたね。

(事務局)

分けています。

国際的な貿易にかかるものは、引き続き国がやる。

(事務局)

大企業は貿易の部分なのだと思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

寺下委員、何かありますか。

他にご発言がなければ、そろそろこの案件をどうするかを考えていきたいと思います。

二つに一つで、第1次整理ということでこの審議に関しては一旦終了して他の案件に行く。もしくは、先程の管理栄養士のように継続審議ということで引き続き議論をしていくか。

いかがでしょうか。

私は、第1次整理でいいのではないかとこのように思っているのですが、それとは違ったご意見のある委員の皆様は、いらっしゃいますか。

わかりました。

それでは、この案件に関しては第1次整理ということで、一旦、本棚にしまうというような表現の仕方をこの委員会ではしていますが、本棚にしまう形にして、またタイミングを見て必要とあれば審議を再開したいと思います。

移譲済み4事務関連項目に係る提案検討事項に関しては、以上でございます。

それでは、続いて分野別審議に入りたいと思います。

まず、次第に掲載している1項目、自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲について、分野別審議に入りたいと思います。

こちらに関しては、道内の先進地に意見を伺うなど、事務局で情報を収集して整理を行って、それで再度検討したいという菊池副会長からご意見が出されていたかと思います。そちらに関して事務局から説明があればよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、資料4に基づきましてご説明いたします。

まず、このアイデアの内容につきまして簡単に確認をしておきたいと思います。資料4の2ページ目をご覧ください。

一番上にアイデアの内容という欄がございます。自治体内を運行区域とする乗合タクシー、地域内循環バス運行に係る許可権限、運賃及び料金に係る許可権限等を都道府県に移譲するというものであります。

この許認可の手続きにつきましては、現在、道内では、国土交通省の出先機関である北海道運輸局とその支局が手続きを行っております。

具体的に対象となる許認可ですが、必要となる許認可という欄がございます。一般旅客自動車運送事業の許可と一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る認可。この二つでございます。

このアイデアにつきまして昨年12月に開催いたしました前回の提案検討委員会においてご審議をいただきましたところ、過疎地域における乗合タクシーや乗合バスの実施状況などにつきまして、さらに情報収集をした上で再度この委員会場で議論をし、検討を前に進めるか、検討を終了する

かの判断をするということになりました。

これを受けまして私ども事務局では、乗合バス事業に精力的に取り組んでいる市町村を選定しまして事務許可手続きに関することや本提案に関する意見などを伺いました。

市町村の選定にあたりましては、北海道運輸局や道庁内の交通企画課という部局から情報をいただいた上で決めました。市町村から伺った意見につきましては、資料の1ページに整理しております。

1ページ、横長の表でございます。B町とC町という二つの自治体から電話と書面の両方でお話を伺って整理したところです。

まず、B町では、事業主体がB町の地域公共交通活性化協議会というところです。この協議会は、B町役場とその町内にあります大学や民間企業によって組織されたものでありまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいております。この協議会が事業主体となりましてB町にございます運送事業者に業務を委託しているということです。

運行形態につきましては、路線バス方式、つまり、時刻表を定めまして停留所を設置する、要は、決まった時刻に決まった場所に停車して決まった場所まで行くという形態でございます。

事業の許可申請に係る手続きにつきましては、委託を受けた民間事業者が全て対応したということでございます。

運賃及び運賃の認可という欄です。ここの2行目のところです。B町の協議会において合意した額を事業者が届出した。認可申請ではなく届出という形です。これは、法律に基づいて設置されました協議会、B町の地域公共交通活性化協議会ですけれども、こちらの協議会で合意したものであれば認可申請の必要はなく、届出で足りるということに道路運送法上なっております。それで届出で対応しているということです。

そして、権限移譲に対する意見という欄です。最初に、事業許可申請を行ったのは委託先の事業者である。よってB町は関与していないため、事業許可権限が国から道に移譲されても特に影響はない。つまり、B町にとっては、B町は当事者ではなく委託先がやられたので影響は直接的に受けるものではないというものであります。

二つ目の・印です。権限が国から道に移譲されても申請先は、いずれも札幌市内であるためメリットはない。B町は、道央に所在する町で、申請先、現行は、札幌運輸支局というところでやっております。仮に道に権限がおりた場合、申請先は道庁の本庁舎、あるいは、その所管する振興局ということになります。この場合、いずれも札幌市内でございまして、この点でも特にメリットは感じないというお話でございました。

三つ目の・印です。バス運行の活性化と権限が国にあるか道にあるかは結びつかない。つまり、バスの運行の活性化を図るのであれば、権限がどこにあるかということではなく、もっと違う視点から別の方法で考えていかなければならないのではないのでしょうかということでもあります。

最後の・印です。これは、B町から委託先の民間事業者に意見を聞いていただきました。B町で自発的に対応していただいたところです。その結果は、メリットは特にない。一方、デメリットとしましては、事業によって申請窓口が国と道に分散する。これがデメリットとして感じているということです。

国と道に窓口が分散するというのは、4ページの資料で簡単に確認をさせていただきます。4ページの上に旅客自動車運送事業についてという表題のものです。今お話ししております乗合バスというのが、左側の中段のところの、一般乗合旅客自動車運送事業に該当いたします。この権限を北海道におろしたらどうでしょうかという提案です。

ですけれども、同じ並びで、その下に一般貸切旅客自動車運送事業、貸切バスなど。同じ並びで、一般乗用旅客自動車運送事業、一般のハイヤーやタクシーなどが対象です。これは国に権限が残るということです。そうなりますと事業によって窓口が国と道に分かれる。そうなりますと複雑でわかりにくいものになるのではないかとのご意見でございました。

横長の表に戻っていただきまして、次にC町です。こちらにお話を伺った結果です。

こちらの事業主体は、この町内にあります民間のバス会社です。C町は、このバス会社に対して補助金を支出するという形で運営に関与しております。

運行形態は、デマンド方式による区域運行です。これは、乗り降りする場所や時刻を利用者の要望に応じて設定するという運行形態です。ですので、一般のハイヤーですとかタクシーと使い方としては同じであります。

事業の許可申請に係る手続き、これは民間バス事業者が行いました。運賃及び運賃の認可につきましては、B町と同様です。協議会が対応して届出で済んだということでもあります。

権限移譲に対する意見、印が二つあります。まず一つ目です。

道路運送法第4条による車両運送等、この第4条の車両運送等というのは、先程の一般乗合貸切乗用のことですが、この道路運送法第4条による車両運送は、国との関係で計画・補助・許可が一体的なものとして運用されています。このうち許可のみが北海道に移譲されると権限が分散されて複雑化をまねくことになるというご意見でございます。

ここでいう計画といいますのは、地域公共交通総合連携計画というものでございまして、これも所定の法律に基づいたものです。この計画を作成した場合、国に提出することになります。この計画を策定しまして一定の要件を満たしましたら国の補助金を受けられます。その国の補助金を受けるためには、一定の事業をしなければならないわけでありまして、その事業をやるには、今の提案の対象となっている事業許可が必要になってくる。そういう意味で計画の策定と事業の許可と国からの補助金、今現在は国が全部所管しておりますので、一体的なものとして存在しているということです。

このことから、事業許可の部分だけ北海道に権限が移譲されますと、地域公共交通事業の円滑な運営に支障をきたすのではないかと。手続きが複雑になるのではないかとという主旨でのご意見でございました。

さらにもう一つの印です。申請から許可までの期間の短縮だけでは、自治体も民間事業者もメリットの実感が薄い。むしろ国と道に権限が分散することで逆効果になる懸念のほうが大きいという意見でございました。

メリットにつきましては、申請・相談窓口が増える、対応が迅速化できるのではないかと。これを一つの案としてこちらからC町にお示ししたのですが、その程度のメリットだと薄いですよということでもございました。

ちなみに、このCという町は、最寄の振興局まで車で、だいたい15分ぐらいです。最寄の運輸支局は、国の機関のほうですけれども、国の機関までは約2時間かかるところです。ですから、仮に移譲されれば2時間かかっていたところが15分ですむのですけれども、それであっても、そのメリットよりも国と道に窓口が分かれてしまうことですから計画策定と補助金、事業の許可の窓口が分散するというデメリットのほうが大きいというご意見でございました。

以上、二つの自治体に限ったものではありますけれども、お話を伺いましたところ、移譲には消極的な意見でございました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(河西会長)

ありがとうございました。

今まで審議をしてきた中で、今回、実際にこの権限を移譲したときにメリット・デメリットがあるであろう自治体に直接調査をしてくださった結果です。こちらに関して何かあれば委員の皆様からご発言をお願いしたいと思います。

(菊池副会長)

大変わかりやすい説明でありありがとうございます。

総合的に権限移譲は全体のプロセスといいますか業務の中の総合性が非常に重要なのだということがよくわかりました。

そういう意味では、その他の業務が、その一つの案件では、その周辺に付随している許認可というようなことも含めて許認可と事業の流れですね。どちらにしても計画書をこちらまで持ってこなければならぬとか、補助金を受けるために国のほうに申請しなければならないというような話と事業として一体であるということですね。

そのようなことが大変よくわかりまして、ありがとうございました。

(河西会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

岸本委員、これまでこの議論には参加していなかったのですが、何かご質問やご意見があればお願いいたします。

(岸本委員)

特にございませぬ。

(河西会長)

ありがとうございます。

B町・C町それぞれ、どちらかという道に権限移譲されることに対しては否定的な意見が戻ってきたというところです。

私個人的には、実際に二つの自治体に問い合わせさせていただいて、このような否定的な意見が返ってきたのであれば、菊池副会長がおっしゃっているように、プロセスの一部分だけ道に権限移譲しても実際にはメリットよりデメリットが大きくなる。したがって、こちらの案件に関しては、第1次整理、また動向が変わって全部のプロセスを道が受けられるような状況になるような時期がきたら、また取り出して再度審議をしてもいいのかなというように思っております。

それとは違ったご意見のある委員の方はいらっしゃいますか。

では、こちらの乗合タクシー等の許可権限の移譲に関しては、第1次整理ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に議事4ということで、次第にあるとおり、建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲等の一項目について整理案の審議に入っていきたいと思っております。

整理案というのは、この委員会で分野別審議を経て答申が適当と判断した項目について答申案を決定する一つ手前の段階として答申案の最終形を整理していく過程となります。よろしくお願いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5に基づきましてご説明いたします。資料5の1ページ目でございます。

今回は、整理案という位置づけでありますけれども、1ページ目のポンチ絵につきましては、前回の委員会でお示したものと同じでございます。ポイントのみ改めてお話しいたします。

資料の中段、「目指すすがた」のところの現状の欄です。国土交通大臣に認定権限があるため、道内で性能評価を行っても認定は東京で行わなければならない。これに対しまして提案内容は、国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲する。それによって評価から認定まで道内で完結するとい

うものでございます。

次に2ページをご覧くださいと思います。こちらは、前回と変更したところがございます。これは、権限を移譲する前と後を比較したイメージ図でございます。

左側の現行の欄です。評価申請から認定までの流れということでありまして、北方建築総合研究所、こちらは道内唯一の性能評価機関でございます。こちらで性能評価を行いまして国土交通省で認定を受けます。この認定は、国土交通省となっておりますが、これは道内にある国土交通省の出先機関が対応しているのではなく、東京の国土交通省の本省で対応しております。

次に権限移譲後、右側のほうです。北方建築総合研究所で性能評価を行ったものは、現行どおり国土交通省で認定を受けるという矢印、これはそのまま残します。これにプラスしまして斜め下に色を濃くしているところですが、北海道知事も認定できるようになる。これによって性能評価から認定までの手続きが道内で完結するということになるということです。

続きまして3ページをご覧ください。3ページは、法令制度について整理をしたものであります。左側の現行の欄に列記しておりますのは、北方建築総合研究所において性能評価を行っている項目を規定している法令です。

右側の権限移譲後というところですが、前回の委員会におきまして権限移譲後という欄に記載しました文章表現につきましてご指摘を受けました。前回の委員会の際は、一番上の二重線を引いている箇所、二重線を引いていて見えにくいのですけれども、このように記載しておりました。「道州制特区推進法において、特定広域団体が道州制特別区域計画を作成したときは、左記の建築基準法及び建築基準法施行令の規定を適用しない旨の条文を追加する」としていただのですが、この表現では、建築基準法を無視して勝手に北海道が認定するように解釈されるのではないかというご指摘を受けたところであります。

これを踏まえまして道庁内の担当部局であります建築指導課とも相談しながら、二重線の下3行がありますけれども、こちらのとおり修正いたしました。

北海道が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以降は、北海道内に所在する性能評価機関が行う性能評価業務の範囲に限り、北海道知事が次の事務を行うことができることとするということです。

その下に、北方建築総合研究所が行っている性能評価の項目を列記いたしました。

ポイントとしましては、二つです。

一つは、「北海道内に所在する性能評価機関が行う性能評価業務の範囲に限り」というところですが、対象となる性能評価機関と業務を限定したということです。もう一つは、最後のフレーズのところです。「北海道知事が次の業務を行うことができることとする」というところですが、北海道知事もできることとするということで、現在は国土交通大臣の認定、これは引き続き残します。引き続き有効なものとして、それに加えて北海道知事も認定できるようになるという主旨での記載でございます。

北方建築総合研究所では、性能評価を受けた場合は、全て北海道知事の認定になるということであれば、たとえば、東京の企業ですとか本州の企業は、性能評価は北総研で行いました。認定申請は、本当は国土交通省でやりたいのだけれども、北海道でしかできなくなってしまうと非常にそういう点では不都合が生じますので、国でもできるし北海道でもできるという両パターンを可能にするというものでございます。

なお、こちらにお示ししておりますのは、法令整備上の考え方でございます。実際に道州制特区計画等に掲載する際は、また、この表現を精査調整いたしまして最終的な形をつくってまいりますのでご了承願います。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問・ご意見があればよろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

質問でございます。今の説明からいくと、許認可をする権限が2カ所あるということですか。それと同等の権限といいますか、どちらの名前でもいいということですね。

(事務局)

そうです。

北方建築総合研究所で性能評価を受けたものについては、国でも道でもという、そういうことです。

(佐藤委員)

個別の議論はどんどん出てくると思うのですけれども、基本的な考えとしてなかなかご理解いただけないのかもわからないのですけれども、道内企業であろうとなかろうと北海道内で建築されるものにおいては、どこの検査機関であろうと、性能評価機関であろうとも知事が認めればいいのではないかというのが、非常にすっきりする。道内に建てられるものはどこの企業が建てようと、どの評価機関が評価しようと、道内に建てられるものについては知事権限で許可するというのが一番すっきりするのではないかと思うのですけれども。

言えば言うほど複雑になるのでやめようかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

許認可が二つの権限で同格のものというのは、不思議だなとなるのが一つ。二点目は、今、言ったとおりなのですけれども。道内に評価機関がないからといって別に評価機関はどこでもいいのではないのでしょうか。

(事務局)

一点目ですが、道内で建てるということではなくて、壁材として全国流通するものですので、現に北総研で性能評価を受けている中には、本州の企業もあって、そこについてはこれまでどおり国土交通大臣で受けたいというニーズが一つあるということ。

それと、他の県、あるいは東京などの性能評価機関で評価したものを、その認定を北海道知事のところに持ち込まれるといった場合、道のほうで全てに対応できるかどうかという能力的な問題があるので、法的には平行権限といいますか、二つのところで権限を持っているというのは基本的には好ましくないことなのかもしれません。今、実情等を踏まえるとういうことができたほうが都合がいいということでこういう案にしています。

(河西会長)

ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたが佐藤委員、それに関して追加の質問・ご意見があればよろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

水かけ論になってしまいますが、おっしゃることはよくわかるのです。とてもよくわかるのですけれども、原理原則に戻って、道内に建てるものであれば知事が許可すればいいですし、どこに使う物かという製品について回るものだから僕の言っていることは通用しないのですけれども、その仕組みを変えなければいけないとなると大変になりますし。

(河西会長)

ありがとうございました。  
他の委員の皆様、いかがでしょうか。  
今回、初めてこの案件を読んだ岸本委員、何かありますか。

(岸本委員)

要するに、建築確認業務の民間開放と同じで、従来どおり行政側の建築主事に建築確認をもらってもいいし、民間建築主事に建築確認をもらっても法的効果としては同じとみなしますよということと全く同じとは言いませんけれども、北海道内にある耐火構造設備などの認定を行った北総研で、北海道知事にOK というようにもらったものは、従来どおり国土交通大臣にOK をもらったのと同じようにするという、そういうことだと理解してよろしいわけですね。

問題は、北方建築総合研究所が耐火・防火の構造の評価を全て、全領域において自己完結的にできるのかどうかというのは気になったのです。

業者さんにとってみると、ここは北方建築総合研究所でできるけれども、これ以外の能力の評価については、北方建築総合研究所ではできないから、結局東京などにある業者のところを持って行って認定を受けてという、そのようなことはないのかということが一点。どの程度の需要があるのかというのは気にはなったのですけれども。

(事務局)

確かにございます。

北方建築総合研究所で性能評価できるものは限られております。当然、東京などの大都市にはもっと規模の大きい性能評価機関がございますので、そちらの方が審査項目が多くなっています。

ただ、ある程度評価項目は限られていますけれども、東京以北で性能評価の権能を持っておりますのは、旭川にあります北方建築総合研究所だけです。

件数なのですが、年によって、また分野ごとによって違うのですが、概ね10件程度なのかなと。10年間を均すと各年度10件程度なのかなというのがございます。

ホルムアルデヒドの建築材料の関係については、たとえば10年前でしたら結構多かったのですが、最近については、その性能評価というのがないですとか、その時代の流れによって申請者の申請する項目も波があるものですから、あくまで通算して割るとその程度かなということになっています。

(岸本委員)

北方建築総合研究所というのは具体的にはどういう組織なのですか。

(事務局)

昔の道立北方建築研究所で、道が所管する独立行政法人になっております。ちなみに職員の人たちは、元道職員です。

(河西会長)

需要に関しては、結構、東京にある性能評価機関が混雑していて、それで北海道にわざわざ持ってきて試験をしてもらおうというようなケースなどもあるそうです。

他にご意見・ご質問はありますか。

今回、整理案ですので、ここで意見があればまた修正をして答申案に反映しますが、特になければこの整理案がそのまま答申案になります。あればここで言っていたかかないと、このまま答申案

になります。

佐藤委員がおっしゃっていた二重の許可権限の分散というのは、今回の提案どおりでよろしいですか。

ありがとうございます。

では、今回の整理案を次の答申に進めてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次回の委員会においては答申案の審議に進みたいと思いますので、事務局におかれましては準備等をよろしく願いいたします。

最後の議題（5）その他です。事務局から何かあればよろしく願いいたします。

（事務局）

事務局から二点お伝えさせていただきたいと思います。

一点目は、本日の議題とはなっておりませんが、前回の委員会で整理案の審議を一旦保留させていただいた北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲についてでございます。

前回の委員会におきまして、当事者である道議会の感触を得たいことから時間をいただきたいというお話をさせていただいておりました。ある程度あたってはいるのですけれども、検討会以降も特に定例の道議会は開かれていないものですから、あたれる人数が限られてございます。そういった意味では、もう少しお時間をいただきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

二点目は、次回の委員会の開催時期でございます。事務局としては、できれば今年度中にあと二回開催させていただきたいと考えております。一回は、3月の下旬、20日以降、こちらのほうで開催させていただきたいと考えています。

もう一回開催させていただきたいと考えておりますけれども、道議会の開会中と重なるものから、そちらにつきましましては、今後の状況を見極めた上で改めて各委員の日程を確認させていただき決めさせていただきたいと考えております。ご理解のほどをよろしく願い申し上げます。

（河西会長）

ありがとうございました。

ということは、3月20日以降に必ず一回やる。もう一回は、その状況に応じてやるかやらないかを決めるということよろしいですか。

わかりました。ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明に関してご質問などはございますか。

それでは、次回の委員会の開催時期につきましては事務局から各委員の日程を確認させていただいた上で改めて開催日時について通知をさせていただきます。

最後に委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。

本日も大変お疲れ様でした。ありがとうございました。